

柏崎刈羽／福島第二原子力発電所 保安規定補足説明資料	
資料番号	資料 1-2

## 柏崎刈羽／福島第二原子力発電所

# 受動形個人線量計の導入に係る運用の詳細 及び各条文の整理等について

令和5年1月24日

東京電力ホールディングス株式会社

## 1. はじめに

本資料は、令和4年11月11日に申請した、柏崎刈羽原子力発電所（以下、「KK」という。）及び福島第二原子力発電所（以下、「2F」という。）原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち「受動形個人線量計の導入に伴う変更」に係る運用の詳細及び各条文との関係性等に関する補足説明資料である。

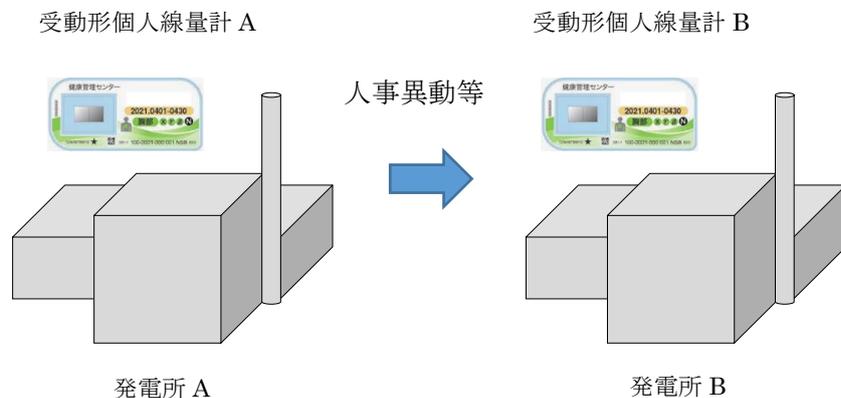
## 2. 線量管理の全体像について

### 2.1. 発電所毎の線量管理について

当社の原子力発電所としては、KK、2Fをはじめとした複数の発電所が存在している。現状、KK及び2Fにおいては、電子式線量計を使用して線量管理を行っており、管理区域内に入域する場合には各発電所に設置された電子式線量計を所持することで日々の線量の測定や外部被ばく線量の評価を実施している。

今回のRI法改正により、外部被ばく線量の評価を行う線量計としては受動形個人線量計を使用することとなるため、各発電所で個人に受動形個人線量計を貸与し、管理区域入域時以外は各発電所の事務所等に保管する。毎月、各発電所単位で受動形個人線量計を回収し、JAB認定測定サービス事業者を受動形個人線量計の測定を依頼する。測定結果を受領したら、受動形個人線量計の評価結果を線量管理システム（以下、「G7システム」という。）に登録する。

上記の運用により、人事異動などで所属する発電所が変更になった場合でも、どこの発電所でいつどのくらいの線量を受けたか把握できるように管理されている。これらの管理については、協力企業の放射線業務従事者においても同様である。



図ー1 発電所毎の線量管理イメージ

## 2.2. 受動形個人線量計の導入に伴う線量管理の詳細について

受動形個人線量計の導入に伴い、当社及び協力企業の放射線業務従事者に対する外部被ばくの線量管理を以下の通り実施する。

### 当社における受動形個人線量計及び電子式線量計の運用と線量管理

#### 【調達】

- ・当社各発電所の放射線管理部門（当社取り纏めグループ）が、毎月、社内の放射線業務従事者分の受動形個人線量計を、JAB 認定測定サービス事業者から調達
- ・JAB 認定測定サービス事業者であることは、JAB 認定証が有効期限内（4年間）であることをもって確認

#### 【配付】

- ・調達した受動形個人線量計を当社取り纏めグループが社内各グループへ配付

#### 【使用、保管】

- ・当社各グループの放射線業務従事者は、管理区域入域時に受動形個人線量計を着用
- ・本人以外に使用されることのないよう、ロッカー等に施錠保管

#### 【電子式線量計の管理】

- ・管理区域入域時に電子式線量計を着用し、日々の線量を測定（暫定値として都度 G7 システムに登録）
- ・点検校正等により維持管理
- ・原子力防災資機材の電子式線量計の配備

#### 【回収、測定依頼】

- ・当社取り纏めグループは毎月、社内各グループから受動形個人線量計を回収
- ・当社取り纏めグループは JAB 認定測定サービス事業者へ受動形個人線量計の測定依頼

#### 【評価結果の登録、線量管理、個人への通知（当社の放射線業務従事者）】

- ・当社取り纏めグループは、受動形個人線量計の評価結果を毎月 G7 システムに登録
- ・KK 保安規定第 100 条、2F 保安規定第 46 条に定める 3 ヶ月に 1 回の外部被ばくの線量の評価は、JAB 認定測定サービス事業者で受動形個人線量計を測定した結果を用いて行い、毎月の評価結果から線量限度を超えていないことを確認
- ・受動形個人線量計の評価結果が確認できるのは翌月となるため、それまでの間は電子式線量計の値を暫定値として使用し、前月までの確定値に足して、目標線量（各発電所で設定）や確認線量（12mSv/年）できめ細かな線量確認も実施（目標線量等を超えた者に関しては、今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等を協議）
- ・当社取り纏めグループは個人線量の評価結果を社内の各個人に通知

#### 【協力企業が遵守すべき事項の要求】

- ・KK保安規定第106条、2F保安規定第53条に基づき、協力企業との工事契約時等において、各企業が線量限度を超えないように線量管理する等、放射線管理上の遵守事項、注意事項、事務手続き等を示した放射線管理仕様書を遵守することを要求

【評価結果の登録，線量管理，個人への通知（協力企業の放射線業務従事者）】

- ・当社取り纏めグループは，各企業の受動形個人線量計の評価結果が G7 システムに登録されていることを確認し，線量限度を超えていないことを確認
- ・受動形個人線量計の評価結果が確認できるのは翌月となるため，それまでの間は電子式線量計の値を暫定値として使用し，前月までの確定値に足して，目標線量（各発電所で設定）や確認線量（12mSv/年）できめ細かな線量確認も実施（確認線量等を超えた者に関しては，今後の作業内容，予想線量，線量管理方法等を協議）

**協力企業による線量管理**

- ・放射線管理仕様書に基づき，各受注者が協力企業の放射線業務従事者の線量が線量限度を超えないように線量管理する等，放射線防護上の必要な事項を実施
- ・外部被ばくの線量管理については，当社と同様，各放射線業務従事者に受動形個人線量計を着用（作業管理用の電子式線量計も着用）させて，毎月，JAB 認定測定サービス事業者へ受動形個人線量計の測定を依頼
- ・受動形個人線量計の評価結果を G7 システムに登録し，線量限度を超えていないことを確認
- ・受動形個人線量計の評価結果が確認できるのは翌月となるため，それまでの間は電子式線量計の値を暫定値として使用し，前月までの確定値に足して，目標線量（各発電所で設定）や確認線量（12mSv/年）できめ細かな線量確認も実施（確認線量等を超えた者に関しては，今後の作業内容，予想線量，線量管理方法等を当社取り纏めグループと協議）
- ・個人線量の評価結果を各個人に通知

これらの管理について「3. 受動形個人線量計の導入に伴う各条文の整理について」の内容も踏まえ，受動形個人線量計，電子式線量計の運用と線量管理のイメージを図-2 に示す。

### 3. 受動形個人線量計の導入に伴う各条文の整理について

これまで、電子式線量計については設備所管グループが定期的な点検等を行い、必要な数量を確保していたが、今回導入する受動形個人線量計については JAB 認定測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施することになるため、KK 保安規定第 103 条（2F 保安規定第 50 条）から外部被ばくを測定する線量計に関する記載を削除する。受動形個人線量計の運用については第 3 条（品質マネジメントシステム計画）に基づく下部規程に定める。関連する条文及びその条文に基づく下部規程に定める運用については表-1 及び図-2 の通り整理した。

表-1 受動形個人線量計の導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について（その1）

保安規定条文		KK・2F 第3条										
<p>条文内容 (代表して KK 保安規定を記載)</p>		<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>管理箇所</th> <th colspan="2">第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理基本マニュアル</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文		放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条	
名 称	管理箇所	第3条以外の関連条文										
放射線管理基本マニュアル	原子力運営管理部	第79条, 第86条, 第88条, 第88条の3, 第90条, 第93条～第106条, 第118条～第121条										
下部規程 (案)		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理基本マニュアル, 線量管理要領</li> </ul>										
適用範囲	下部規程の規定概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が行う管理</li> <li>受動形個人線量計の運用</li> <li>電子式線量計の管理</li> <li>当社放射線業務従事者の線量管理</li> <li>協力企業放射線業務従事者の線量管理</li> </ul>										
下部規程の記載 (案)	<p>(1) 受動形個人線量計の運用</p> <p>a. 受動形個人線量計の調達、配付 放射線安全GMIは、各GMから提出された名簿により原則毎月末までに各GMが翌月に必要な受動形個人線量計を準備し、配付する。なお、受動形個人線量計の調達の際には、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の認定を受けた受動形個人線量計を選定し、必要数量を確保する。</p> <p>b. 受動形個人線量計の使用、保管 各GMは、管理区域に立ち入る放射線業務従事者に受動形個人線量計を着用させ、自身の被ばく線量を測定させる。また、就業時以外に受動形個人線量計が本人以外に使用されることのないよう、ロッカー等に保管し施錠管理する。</p> <p>c. 受動形個人線量計の回収 各GMは、毎月初めにグループ員から受動形個人線量計を回収し、放射線安全グループに返却する。</p> <p>d. 受動形個人線量計の測定依頼 放射線安全GMIは、回収した受動形個人線量計の使用実績を各GMから提出された名簿により確認し、JAB 認定測定サービス事業者に測定を依頼する。</p> <p>e. 測定結果の受理・確認 放射線安全GMIは、JAB 認定測定サービス事業者から測定結果の報告を受けた後、数量等が測定依頼と合致していることを確認する。</p> <p>f. 線量通知 放射線安全GMIは、放射線業務従事者の個人線量の評価結果を各個人に通知する。</p> <p>(2) 電子式線量計の管理</p> <p>a. 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子式線量計を借用し、管理区域立入許可証および作業件名バーコードにより作業情報を登録後、所定の部位へ着用する。</li> <li>作業予定表・防護指示書に指定した警報設定値の電子式線量計を所持する。</li> <li>電子式線量計警報鳴動の場合は作業を中止し、現場から退却する。</li> </ul> <p>b. 日計画線量の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理GMIは、電子式線量計警報が鳴動し、<math>\gamma</math>線が1 mSv を超えた場合、当該作業について放射線作業届を労働基準監督署へ提出されていることを確認し、提出されていない場合、速やかに放射線作業届を作成して労働基準監督署に提出するよう指示する。</li> </ul> <p>c. 一時立入者の線量測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時立入者を案内する各GMは、電子式線量計を用いて一時立入者の外部被ばく線量の測定を行わせる。</li> </ul> <p>d. 電子式線量計の管理</p> <p>(1) 電子式線量計の選定・調達 放射線安全GMIは、電子式線量計の選定にあたっては、導入の可否を明確にするとともに、調達にあたっては、調達管理基本マニュアルに従う。</p> <p>(2) 電子式線量計の登録 放射線安全GMIは、調達により受入または校正・点検を実施した日付を、電子式線量計の管理番号毎に台帳へ記入し、識別管理する。</p> <p>(3) 電子式線量計の配備 放射線安全GMIは、原子力事業者防災業務計画に基づく必要数量、調達した電子式線量計の校正・点検時期、使用実績などをもとに、年度ごとに校正及び点検の計画を定め、使用可能な電子式線量計を配備する。</p> <p>(3) 線量管理</p> <p>a. 目標線量、確認線量を用いた線量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受動形個人線量計の評価結果が確認できるのは翌月となるため、それまでの間は電子式線量計の値を暫定値として使用し、前月までの確定値に足して目標線量や確認線量できめ細かな線量確認を実施する。</li> <li>放射線安全GMIは、目標線量の超過者を確認した場合は、今後の作業内容、予想線量、変更した目標線量等を記載した申請書を確認する。</li> <li>放射線安全GMIは、確認線量の超過者を確認した場合は、今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等を定めた線量管理計画を確認する。</li> </ul> <p>(4) 当社による協力企業の放射線業務従事者の線量管理</p> <p>a. 協力企業の放射線業務従事者の線量評価結果の確認 放射線安全GMIは、各社の線量結果がG7システムに登録されていることを確認する。</p> <p>b. 協力企業の放射線業務従事者の線量管理 放射線安全GMIは、G7システムより線量データを抽出し、線量限度を超えていないことを確認する。また、電子式線量計の値を暫定値として使用し、目標線量や確認線量できめ細かな線量確認も実施する。確認線量等を超えたことを確認した場合、受注者へ連絡するとともに、今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等について確認し、該当者の線量状況について、受注者より、その都度報告を受ける。</p>											

表-1 受動形個人線量計の導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について (その2)

保安規定条文		KK 第17条 (添付3)												
条文内容		<p>(重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7 〔7号炉〕 (中略) (3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備) 第17条の8 〔7号炉〕 (中略) (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連) (中略) 表18</p> <table border="1"> <tr> <td>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>必要な数の要員の収容 (中略) 1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)及びチェン징ングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</td> </tr> </table> <p>(中略) 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 (中略) (ウ) 炉心損傷及び格納容器の破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用するマスク、高線量対応防護服及び個人線量計等の必要な資機材を配備する。 (エ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。</p>			操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	(中略)	必要な数の要員の収容 (中略) 1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)及びチェン징ングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。							
操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等														
(中略)														
必要な数の要員の収容 (中略) 1. 7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備(汚染防護服、個人線量計、全面マスク等)及びチェン징ングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。														
下部規程 (案)		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策基本マニュアル</li> <li>原子力災害予防対策マニュアル</li> <li>本社 原子力防災組織 保安班ガイド</li> </ul>												
適用範囲	下部規程の規定概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が行う管理</li> <li>重大事故等発生時の資機材の配備</li> </ul>												
下部規程の記載 (案)		<p>(1) 重大事故等発生時の資機材の配備 別表〇 放射線測定設備、原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材 (〇)原子力防災資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>法令で要求される数量</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td>電子式線量計</td> <td>原子力防災要員の数以上</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;補足説明&gt; 原子力災害対策特別措置法解説にて、個人用外部被ばく線量測定器については「個人用外部被ばく線量測定器としては、アラームメータ、ポケット線量計等を想定したものであり、測定値の読み取りに時間がかかるフィルムバッジは好ましくないものである。」とあるため、原子力防災資機材としては電子式線量計を記載している。</p> <p>(2) 重大事故等発生時の受動形個人線量計の調達 本社は、当社の原子力発電所において重大事故等が発生した際に、後方支援拠点用の受動形個人線量計を調達する。</p>			法令による名称	具体的名称	法令で要求される数量	点検頻度	点検内容	個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	原子力防災要員の数以上	1回/年	機能確認
法令による名称	具体的名称	法令で要求される数量	点検頻度	点検内容										
個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	原子力防災要員の数以上	1回/年	機能確認										

表-1 受動形個人線量計の導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について (その3)

保安規定条文	KK 第 100 条 2F 第 46 条	KK 第 103 条 2F 第 50 条	KK 第 106 条 2F 第 53 条																																															
<p>条文内容 (代表して KK 保安規定を記載)</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第 100 条 各 GM は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線安全 GM は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 100 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 100</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	<p>(放射線計測器類の管理) 第 103 条 各 GM は、表 103 及び表 66-15 の 66-15-1 監視測定設備に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表 103</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管 GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>7 台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>化学管理 GM</td> <td>1 台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>9 台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御 GM</td> <td>296 台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全 GM</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表 91 の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の 14 台を含む。</p>	分類	計測器種類	所管 GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全 GM	1 式	ホールボディカウンタ	放射線安全 GM	1 台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全 GM	8 台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全 GM	8 台	退出モニタ	放射線安全 GM	7 台	試料放射能測定装置	化学管理 GM	1 台 <sup>※1</sup>	集積線量計	放射線安全 GM	1 式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全 GM	9 台	エリアモニタ	計測制御 GM	296 台 <sup>※2</sup>	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全 GM	1 台	積算線量計測定装置	放射線安全 GM	1 台	<p>(協力企業の放射線防護) 第 106 条 放射線安全 GM は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。 (1) 管理区域出入者の遵守事項 イ. 出入方法に関する事。ロ. 個人線量計の着用に関する事。ハ. 保護衣の着用に関する事。 ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。 ホ. 管理区域内での飲食及び喫煙に関する事。 (2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。 (3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。 2. 各 GM は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第 1 項に定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>
項目	頻度																																																	
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>																																																	
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>																																																	
分類	計測器種類	所管 GM	数量																																															
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全 GM	1 式																																															
	ホールボディカウンタ	放射線安全 GM	1 台																																															
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全 GM	8 台																																															
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全 GM	8 台																																															
	退出モニタ	放射線安全 GM	7 台																																															
	試料放射能測定装置	化学管理 GM	1 台 <sup>※1</sup>																																															
	集積線量計	放射線安全 GM	1 式																																															
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全 GM	9 台																																															
	エリアモニタ	計測制御 GM	296 台 <sup>※2</sup>																																															
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全 GM	1 台																																															
	積算線量計測定装置	放射線安全 GM	1 台																																															
下部規程 (案)	・放射線管理基本マニュアル、線量管理要領		・放射線管理仕様書																																															
適用範囲	下部規程の規定概要	・当社が行う管理 ・当社放射線業務従事者の線量管理	・協力企業が行う管理 ・協力企業が行う線量管理等																																															
下部規程の記載 (案)	<p>・放射線安全 GM は、JAB 認定測定サービス事業者で受動形個人線量計を測定した結果を用いて、所員の放射線業務従事者について外部被ばく線量の評価を行い、評価結果を G7 システムに登録する。毎月の評価結果から線量限度を超えていないことを確認する。</p>		<p>&lt;外部被ばくの線量管理に係る記載&gt; ・受注者は、管理区域に立ち入る作業員に対して、受注者持ちの受動形個人線量計を作業員に着用させる。なお、受動形個人線量計を調達する際は、公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) の認定を受けた受動形個人線量計を選定し、必要数量を確保する。 ・受注者は、管理区域に立ち入る作業員に対して、当社が貸与する電子式線量計を日々の作業管理用として作業員に着用させる。 ・受注者は、JAB 認定測定サービス事業者で受動形個人線量計を測定した結果を用いて、作業員の外部被ばく線量の評価を行い、評価結果を G7 システムに登録する。毎月の評価結果から線量限度を超えていないことを確認する。 ・受注者は、個人線量の評価結果を各個人に通知する。 ・受注者は、目標線量を超えるおそれがある、または超えた作業員については、今後の作業内容、予想線量、変更した目標線量等を記載した申請書を当社に提出し、発電所長の承認が得られたことを確認してから作業に従事させる。 ・受注者は、作業員の線量が確認線量を超え、または放射線安全グループから確認線量を超えた旨の連絡があった場合、受注者の今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等の線量管理計画について放射線安全グループの確認を得て、それに基づき線量管理を行う。</p>																																															

※：第 103 条からは電子式線量計に関する記載を削除する。

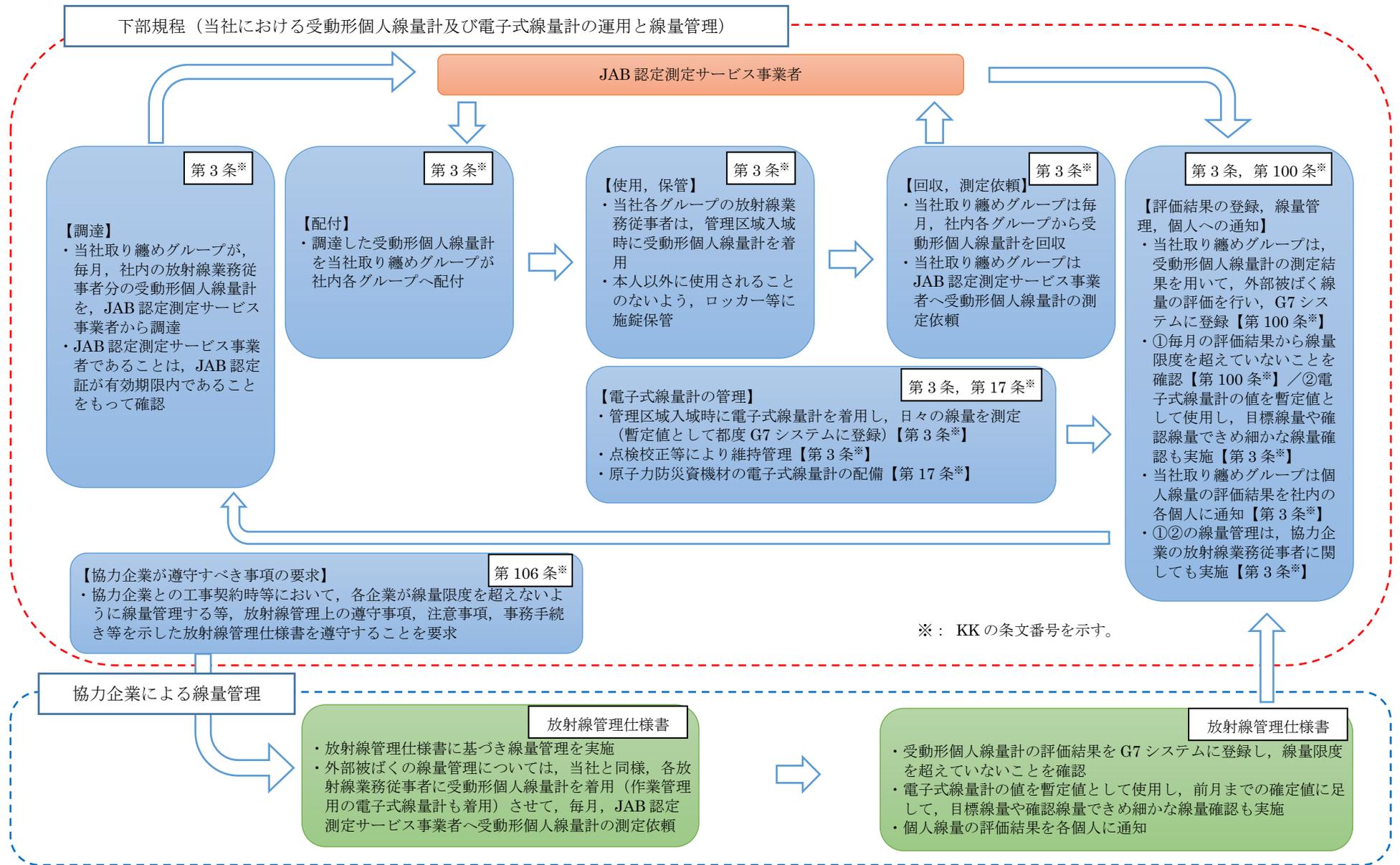


図-2 発電所における当社及び協力企業の受動形個人線量計、電子式線量計の運用と線量管理イメージ

4. 審査基準に対する当社放射線業務従事者及び協力企業放射線業務従事者の線量管理について

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準「実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等」及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準「(10) 線量、線量当量、汚染の除去等」では、線量管理に関して「放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。」が規定されている。これを受け、KK保安規定第100条（2F保安規定第46条）第2項に、当社所員の放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えていないことの確認に関する事項を規定している。この線量管理を行うための受動形個人線量計の運用については、第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく下部規程に定める。

一方、協力企業の放射線業務従事者の線量管理については、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準「実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等」及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準「(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限」の「役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。」に基づき、KK保安規定第106条（2F保安規定第53条）に放射線防護上の必要な事項を定め、協力企業との工事契約時等において、放射線管理仕様書で協力企業に要求する事項を規定している。この中で、電離則に基づき各受注者が協力企業の放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えないようにすることについても要求を課している。

また、当社としても発電所で働く全ての放射線業務従事者の線量を把握し、線量管理を行う必要があることから、協力企業の放射線業務従事者の毎月の評価結果をG7システムに登録させることをKK保安規定第106条（2F保安規定第53条）で要求したうえで、第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく下部規程に、協力企業の放射線業務従事者の線量が線量限度を超えていないことを当社がG7システムにより確認することを定めている。

以 上